

町公共施設の利用に関する基本的な考え方

★新型コロナウイルスの感染拡大を抑止し、町民の皆様の健康を守ることを第一に下記の感染防止対策の徹底を条件として公共施設の利用を可能としております。

令和2年10月20日から適用

	感染防止対策	備考
共通	利用者の健康状況の確認・入場制限	<ul style="list-style-type: none"> 入場時にチェックリストの提出を義務付け チェックリストに利用者全員の健康状況を記入 発熱者等の入場を制限
	従業員の健康状況の確認・入場制限	<ul style="list-style-type: none"> 毎日、始業前に検温等を義務付け
	2方向の換気または機械換気	<ul style="list-style-type: none"> 屋内施設のみ 1時間に2回（5分程度）実施 館内放送を実施
	利用者のマスク着用	<ul style="list-style-type: none"> 指定場所で十分な感染対策を行う場合は除く 非着用者の入場を制限
	従業員のマスク着用、目の防護具着用	<ul style="list-style-type: none"> 目の防護対策も義務付け
	施設内での食事	<ul style="list-style-type: none"> 指定場所以外は禁止 対面での食事を避け、食事中的の会話は控える
密接	受付へのビニールカーテン設置等	<ul style="list-style-type: none"> 飛沫感染防止のため措置
	共用施設・スペースの利用制限	<ul style="list-style-type: none"> 不特定の利用を制限
	大声での発声や歌唱等の制限	<ul style="list-style-type: none"> 飛沫感染防止のため指定場所以外は禁止
密集	座席等間隔の確保	<ul style="list-style-type: none"> 屋内施設のみ 利用者の定員を原則2㎡/人以上に制限
	利用者が密にならないための工夫	<ul style="list-style-type: none"> 原則1mの間隔の確保
	密集する利用形態の制限	<ul style="list-style-type: none"> チェックリストに利用形態を記入
	真正面を避けた座席配置	<ul style="list-style-type: none"> 飛沫感染防止のため制限
	接触スポーツの制限	<ul style="list-style-type: none"> チェックリストに利用形態を記入
衛生	テーブル、ドアノブ等の消毒	<ul style="list-style-type: none"> 利用者が使用前後に消毒を実施
	入場時における手指の消毒	<ul style="list-style-type: none"> 非消毒者の入場を制限
	利用者入れ替え時の消毒	<ul style="list-style-type: none"> 従業員による共用部分の消毒を実施

※ この基準につきましては、施設利用における一般的な基準を示しております。指定場所等の詳細な基準は、個別施設ガイドラインを確認してください。なお、感染状況により個別施設ガイドラインが変更となる場合がありますので、ご承知おきください。